

令和7年7月から開始

難聴高齢者補聴器 購入費助成制度



聴力機能の低下により日常生活に不便を感じている高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対象者 ※以下の要件をすべて満たす方

- ☐ 市内に住所を有する65歳以上の方
- ☐ 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上で、耳鼻咽喉科の医師の診断を受け、補聴器が必要とされた方
- ☐ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ☐ 過去5年間、この制度で助成を受けたことがない方

助成内容

補聴器購入費用の2分の1(1円未満切り捨て)

上限額	市民税非課税世帯	30,000円
	市民税課税世帯	15,000円

対象機器

- ☐ 助成対象は、両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器1台の本体費用(補聴器に付属する電池、充電器、およびイヤモールド含む。)です。
※耳鼻咽喉科への受診・検査費用、文書料等は対象外です。
- ☐ 助成の対象となる補聴器は、管理医療機器の指定を受けている製品で、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で購入した補聴器です。

注意事項

- ☐ 助成決定前に購入した補聴器は助成対象となりません。
- ☐ 購入後に発生した修理費やメンテナンス費用は助成対象外です。

問い合わせ

刈谷市役所 福祉健康部 長寿課 高齢福祉係
電話:0566-62-1063



手続きの流れ ※購入後の申請は、助成対象外です。

申請書の取得

- ・刈谷市役所長寿課の窓口または市ホームページから申請書等の書類を取得する。

医療機関を受診

- ・耳鼻咽喉科を受診し、医師から意見書の記入を受ける。
 - ※ 認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限る。
 - ※ 市内の認定補聴器相談医が在籍する医療機関は、市ホームページで確認することができます。
- ・受診・検査費用、文書料等は自己負担です。
- ・受診した結果、助成の対象とならない場合があります。

見積書を取得

- ・補聴器販売店で、購入する補聴器の見積書を作成する。
 - ※ 認定補聴器技能者の在籍する補聴器販売店に限る。
 - ※ 対象の補聴器販売店は、(公財)テクノエイド協会のホームページで確認することができます。

申請

- ・次の書類を長寿課へ提出する。
 - ① 刈谷市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書
 - ② 刈谷市難聴高齢者補聴器助成金に係る意見書(作成後、3か月以内のもの)
 - ③ 補聴器の見積書又はその写し(作成後、3か月以内のもの)
 - ④ 認定補聴器技能者の在籍証明書(認定補聴器専門店以外の補聴器販売店で購入する場合に限る。)

決定

- ・助成の可否について、市から通知が届きます。

購入

- ・見積書を取得した補聴器販売店から補聴器を購入し、領収書を受領する。
 - ※ 領収書の宛名は、助成対象者本人に限ります。

請求

- ・補聴器を購入後30日以内に、次の書類を長寿課へ提出する。
 - ① 刈谷市難聴高齢者補聴器購入費助成請求書
 - ② 補聴器の購入に係る領収書またはその写し

助成

- ・指定の口座に助成金を振り込みます。

